

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 12月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
足場の組立等作業主任者 (2日=13時間)	3・4	福山教習所 (3・4)	なし	11,000	1,680	安衛法施行令第14条つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	21・22	地場産業振興センター (21・22)	なし	11,000	1,980	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険 作業主任者 (3日=17.5時間教育)	14～16	福山教習所 (14～16)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	17・18	福山教習所 (17・18)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	7～11	福山教習所 (7・8)	福山教習所 (9・10・11)	A25,300 B23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
ガス溶接 (2日=13時間教育)	10・11	福山教習所 (10)	福山教習所 (11)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
	18・19	福山教習所 (18)	福山教習所 (19)			
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	1～9	福山教習所 (1)	福山教習所 (2～4) (7～9)	A33,000 B27,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
	14～17	福山教習所 (14)	福山教習所 (15～17)			
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	16～22	福山教習所 (16・17)	福山教習所 (18・21・22)	A20,900 B19,800 C18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）
小型移動式クレーン A区分(2日間=20時間教育) BCD区分 (2日間=14時間教育)	9～14	福山教習所 (9・10)	福山教習所 (11・14)	A25,300 B23,100 C24,200	1,705	つり上荷重が1t以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務（安衛令第20条10号）

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
自由研削用といし 取替え等業務 (1日=6時間教育)	2	福山教習所 (2)	福山教習所 (2)	会員 8,800 一般 12,100	1,320	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
低圧電気取り扱い業務 学科・実技 (2日=14時間教育)	23・24	福山教習所 (23)	福山教習所 (24)	会員 14,300 一般 17,600	715	低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務 (安衛則第36条第4号抜粋)
クレーン運転業務 (2日=13時間教育)	22・23	福山教習所 (22)	福山教習所 (23)	会員 14,300 一般 17,600	1,705	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
動力プレス金型等の 取付け等業務 (1日=8時間教育)	14	福山教習所 (14)	なし、但し事業者 で2時間以上実施 必要	会員 6,600 一般 9,900	2,750	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス機械若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取り外し又は調整の業務(安衛則第36条第2号抜粋)
特定粉じん作業 (1日=4.5時間教育)	9	福山教習所 (9)	なし	会員 5,500 一般 8,800	880	粉じん作業に従事しているもの(安衛則第36条第29号粉じん障害防止規則第22条抜粋)
衛生推進者養成講習 (1日=5時間教育)	11	福山教習所 (11)	なし	6,600	1,100	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要(安衛法第12条の2 安衛則第12条の2)
安全管理者選任時研修 (2日=9時間教育)	7・8	福山教習所 (7・8)	なし	13,200	1,650	安全管理者の資格研修 平成18年10月以降適用、なお、適用の時点において、安全管理者としての経験が2年未満である者も、本研修を修了している必要があります。
第1種衛生管理者 受験準備講習 (3日=21時間教育)	2~4	福山教習所 (2~4)	なし	会員 20,900 一般 24,200	上・下 4,400 問題集希望者 2,200	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その業種の区分に応じて、衛生管理者を選任しなければなりません。安衛法第12条)
第2種衛生管理者 受験準備講習 (2日=14時間教育)	2・4	福山教習所 (2・4)	なし	会員 18,700 一般 22,000	上・下 3,080 問題集望者 1,760	第1種衛生管理者の必要な業種 ①農林畜産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第2種衛生管理者の必要な業種 上記①以外の業種

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします (各支部分含む)